

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例施行規則

(平成16年3月23日規則第105号)

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(保管用地の届出事項)

第2条 条例第3条第1項第6号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の業種
- (2) 保管用地の使用開始予定年月日

2 条例第3条第2項第3号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の業種
- (2) 保管用地の使用開始年月日

(保管用地届)

第3条 条例第3条第1項又は第2項の規定による届出は、保管用地届(第1号様式)により行うものとする。

2 保管用地届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 保管用地の所在地に係る登記事項証明書(登記記録に記録されている事項の全部を証明したものに限る。)
- (2) 保管用地が届出者の所有する土地でない場合にあっては、当該土地に係る賃貸借契約書の写しその他の使用の権原を証する書類
- (3) 保管用地の位置図
- (4) 保管用地内の施設配置図
- (5) その他市長が必要と認める書類

(届出を要しない軽微な変更)

第4条 条例第4条第1項ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、第2条第1号に掲げる事項の変更とする。

(保管用地変更届)

第5条 条例第4条第1項本文の規定による届出は、保管用地変更届(第2号様式)により行うものとする。

(保管用地廃止届)

第6条 条例第4条第2項の規定による届出は、保管用地廃止届(第3号様式)により行うものとする。

(保管用地における表示)

第7条 条例第5条の規定による表示は、縦及び横それぞれ60センチメートル以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示した掲示板を掲示することにより行うものとする。

- (1) 条例第3条第1項又は第2項の規定による届出に係る保管用地である旨
- (2) 届出者の氏名又は名称及び連絡先
- (3) 保管する産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げることができる産業廃棄物の高さの限度

(運搬指示票の記載事項)

第8条 条例第6条第1項第4号に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
- (2) 運搬指示票を交付した者の氏名
- (3) 運搬指示票を交付した年月日
- (4) 産業廃棄物の荷姿
- (5) 保管用地に産業廃棄物を搬入する場合で、当該産業廃棄物が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に伴って生じたものであるときは、その旨
- (6) 運搬予定年月日
- (7) 運搬の業務に従事する者の氏名

(運搬指示票)

第9条 条例第6条第1項に規定する運搬指示票は、第4号様式によるものとする。

(運搬指示票の写しの保存期間)

第10条 条例第6条第2項に規定する別に定める期間は、運搬指示票を交付した日から3年間とする。

(記録の閲覧)

第11条 条例第7条第1項の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 当該記録は、次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに定める日までに備え置くこと。

ア 次条第 1 号に掲げる事項 同号の月の翌月の末日

イ 次条第 2 号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日

ウ 次条第 3 号に掲げる事項 同号の日の属する月の翌月の末日

エ 次条第 4 号に掲げる事項 同号の結果が得られた日の属する月の翌月の末日

(2) 当該記録は、備え置いた日から起算して 3 年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

(記録する事項)

第 1 2 条 条例第 7 条第 1 項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 処分した産業廃棄物の月ごとの種類及び数量

(2) 産業廃棄物処理施設を運転させた日ごとの運転時間

(3) 産業廃棄物を搬入し、及び搬出した日ごとの車両の延べ台数

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 2 の規定による産業廃棄物処理施設の維持管理の状況についての調査の結果

(身分証明書)

第 1 3 条 条例第 1 4 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、第 5 号様式によるものとする。

(補則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 4 日規則第 71 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 31 日規則第 99 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 23 日規則第 71 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。